

## 立川文化芸術のまちづくり事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、文化芸術の育つ環境づくりを図るため、立川文化芸術のまちづくり協議会（以下「協議会」という）が交付する補助金について必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象とする団体は、文化芸術活動を行なっている団体で、次の各号に該当するものとする。ただし、政治、宗教又は営利を目的とした団体並びに立川市及び立川市の外郭団体から補助金の交付を受けている団体は、原則として対象としないものとする。

- (1) 構成員数が5人以上で、市内在住者を主たる構成員としていること。
- (2) 主たる活動の場及び事務所が市内にあること。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象とする事業は、文化芸術の育つ環境づくりを目的とした文化芸術活動で、公益性を有し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域社会の文化芸術の向上に寄与する活動
- (2) 先進性をもった活動
- (3) 独創性をもった活動
- (4) 発展性・波及性をもった活動
- (5) その他特に必要と認めた活動

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象とする経費は、前条に規定する事業に係る経費のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、この場合において必要に応じ、対象とする範囲を別に定めるものとする。

- (1) 講師等謝礼
- (2) 消耗品費（食糧費、記念品代等を除く。）
- (3) 印刷製本費
- (4) 通信運搬費

- (5) 保険料
- (6) 使用料
- (7) その他特に必要と認めた経費

(補助金額)

第5条 補助金の額は、同一事業において、500,000円を限度とし、予算の範囲内において決定する。ただし、特別な理由があると認めた場合を除き、補助対象経費の100分の50以内の額とする。

(事業年度)

第6条 補助金の交付の対象とする事業年度は4月1日から翌年3月31日までとし、継続する同一事業に対して通算3年間を限度とする。

(補助申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「補助希望団体」という。）は、次の各号に掲げる書類を会長に提出し、審査を受けるものとする。但し、同一年度内における補助金の申請は、一つの補助希望団体について一事業のみとする。

- (1) 立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金申請書（第1号様式）
- (2) 立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金事業実施計画書（第2号様式。以下「計画書」という。）
- (3) 立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金事業収支予算書（第3号様式。以下「予算書」という。）

(審査会)

第8条 補助申請のあった活動については、協議会に設置された選定委員会が必要な事項を審査する。

2 審査基準及び審査方法については、別に定める。

(補助対象事業の審査及び通知)

第9条 前条の規定による審査の結果については、立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金交付対象事業審査結果通知書（第4号様式）により、補助希望団体に通知するものとする。

(補助金の前払)

第10条 補助対象事業の決定を受けた団体（以下「補助決定団体」という。）は、

前もって補助金の一部の支払いを受けなければ当該事業の実施が困難な場合には、立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金前払申請書（第5号様式）により、交付予定金額の2分の1の範囲内で前払金を請求することができる。

（事業計画の変更等）

第11条 補助決定団体は、既に提出した計画書及び予算書の内容を変更する必要があるときは、速やかに立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金変更申請書（第6号様式。以下「変更申請書」という。）を会長に提出するものとする。ただし、軽易な変更については、この限りでない。

2 前項に規定する変更申請書の提出があったときは、内容を審査し、立川文化芸術のまちづくり事業補助金変更決定通知書（第7号様式）により当該団体に通知するものとする。

（補助対象事業の取消）

第12条 補助決定団体が、次のいずれかに該当する場合は、補助決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 事業を実施しないとき
- (2) 不正な手段により補助金の支払いを受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 申請者がこの要綱に定める規定を守らないとき。

（実績報告等）

第13条 補助決定団体は、活動終了後速やかに次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金実績報告書（第8号様式）
- (2) 立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金事業報告書（第9号様式）
- (3) 立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金収支決算書（第10号様式）
- (4) 立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金交付申請書（第11号様式）

（補助金の交付）

第14条 補助金の交付申請があったときは、申請書及び関係書類を審査のうえ、交付の可否を決定し、立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金交付決定通知書（第12号様式）により申請団体に通知し、補助金を交付するものとする。

(経理)

第15条 補助決定団体は、補助対象経費の支出に当たっては、領収証書を徴し、帳簿を備え、経理状況を常に明確にしておくものとする。

(監査)

第16条 補助金の支出内容及び方法について監査を行う場合には、補助金の交付を受けた団体は、必要な関係書類を提出するものとする。

(委任)

第17条 この要綱の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日に遡及して施行する。